
基本目的Ⅱ

福 祉

GO TO
THE STRATEGIC PLAN CITY OF TATEBAYASHI
2020



施策目的05

地域で支えあい、 誰もが自立できるまちになる

市民の誰もが住みなれた地域で自立して、
生きがいに満ちた生活をおくれるまちをめざします

現状と分析







- 地域住民の連帯意識が薄れ、地域でお互いに協力し、助けあうといったことが難しくなっています。
- 自らの意思と責任において自分らしい生き方などを追求する「自助」を基本としつつ、地域住民の助けあいによる「共助」、そして行政による「公助」のバランスのとれた地域福祉を推進し、今まで以上に保健、医療、福祉、介護が連携を強化し、よりいっそうの支援体制の整備を図ることが必要です。
- 市民一人ひとりが地域に目を向け、互いに個性や自由を尊重しながら助けあう意識や活動が根づいていくことが重要です。

施策の方向

- 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携を図りながら、福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と、活動への参加を支援します。
- 身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、保健、医療、福祉、介護の各機関と連携し、相談機能を充実します。
- 個別に実施している相談窓口のシステム化を図り、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、総合相談体制を整えます。
- 誰もが地域で自立した生活がおくれるように、地域包括ケアシステム^{*}の支援体制の整備に努めます。

^{*} 地域包括ケアシステム：ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生活上の安全、安心、健康を確保するために、地域住民との協力体制の充実を図りながら、医療、介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような生活支援体制。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数	398人 (平成26年度)	
福祉NPO法人数	館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数	15法人 (平成26年度)	
小地域福祉ネットワーク設置数	在宅の概ね65歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、地域住民の孤独解消のため日常的な見守りや支援活動を行うネットワーク数	327組 (平成26年度)	
小地域福祉ネットワーク協力者数	在宅の概ね65歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、地域住民の孤独解消のため日常的な見守りや支援活動を行う協力者数	768人 (平成26年度)	
地域のなかで相談したり、助けあえる友人・知人がいる市民の割合	市民活動調査 「同居の家族以外に、地域のなかで相談したり、助けあったりする頼りになる友人・知人がいる」	64.8% (平成25年度)	
地域の困った問題を、近所で協力して取り組んでいる市民の割合	市民活動調査 「地域の困った問題について、近所の方たちと協力して取り組んでいる」	33.8% (平成25年度)	

施策目的06

高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる

高齢者が健康で生きがいをもって自立し、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします

現状と分析

- 本市の高齢化率(65歳以上の人口比率)は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)には30.1%になると見込まれ、また、65歳以上の高齢者のいる世帯や高齢者のみの世帯数は、高齢化率の上昇にともない年々増加しています。こうした高齢者が自立していくためには、健康寿命^{*1}を延ばし、これまで培ってきた知識や経験、技能を生かしながら積極的に社会参加し、生きがいを実現することが重要です。
- 高齢化率の上昇と75歳以上の後期高齢者の増加にともない、介護保険における要介護、要支援の認定者は年々増加傾向にあります。今後は、介護にならないための予防活動に重点を置き、状態の改善や悪化の防止を図るとともに、介護が必要な状態になった場合でも、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるように、多様なニーズに対応したサービスの提供が必要です。

施策の方向

- 高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮できるよう、学習や交流の機会、場所の整備など環境づくりに取り組むとともに、就労機会の充実やボランティア活動など、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。
- 地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住みなれた地域で、自分らしく健康でいきいきとした生活を継続するために、介護予防を充実するとともに、地域の人たちが運営する居場所やサロン運営など地域住民の自主的な活動の支援や、介護サービス、在宅福祉サービス、権利擁護^{*2}など、高齢者に対する包括的なサービスが提供できるように努めます。
- 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化を図り、同センターを中心に地域の区長、民生委員・児童委員、住民、ボランティアと協働することで多様なニーズに対応するとともに、地域での見守り支援や連携体制の推進に努め、虐待の防止を図るなど、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるようなしくみづくりに努めます。
- 高齢者虐待などに対して、高齢者の権利擁護に取り組みます。そのために、成年後見制度や日常生活自立支援事業などのしくみや利用方法について周知啓発を図るとともに、NPOやボランティアと協働し、市民後見人の養成を図ります。

- 介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進体制の整備充実を図ります。

※1 健康寿命：健康上問題なく、日常生活において他者からの支援を受けずに生活できる期間。

※2 権利擁護：自分の利益を自分の力で守ることが困難になることに対して、市民後見人制度や成年後見制度、自立支援事業などを活用してさまざまな権利を保護し、高齢者を介護する人への支援も行うことにより、虐待の予防と高齢者の尊厳を守る。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
第1号被保険者に占める要介護認定及び要支援認定者の割合	65歳以上の第1号被保険者のうち要介護認定及び要支援認定者の割合	16.1% (平成26年度)	⇒
高齢者の就業割合	65歳以上の人口に占める就業者の割合	21.1% (平成22年度)	⇒
生きいきサークル活動団体数	介護予防事業の「ずーっと生きいき教室」終了後も、身体機能の維持向上や交流を図る自主グループの団体数及び活動人数	9団体 (平成26年度)	⇒
生きいきサークル活動人数		(活動実人数) 262人 (活動延人数) 2,342人 (平成26年度)	⇒
介護支援ボランティア活動人数	市内の介護保険施設や市または高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）実施の介護予防教室でのボランティア活動を行う人数	(登録人数) 88人 (活動実人数) 46人 (活動延人数) 901人 (平成26年度)	⇒
高齢者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	19.6% (平成25年度)	⇒

施策目的07

障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる

障がい者と健常者とがお互いを尊重しあい、
自立した生活をおくることができる
まちをめざします

現状と分析




- 本市の身体障害者手帳などの交付状況は、疾病構造の変化や高齢化の進行などにもとない、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、また、障がいの重度化などの傾向もみられ、障がい者や家族のニーズを的確にとらえて、きめ細かなサービスをさらに充実させていく必要があります。
- 障がい者の雇用状況の動向は、実雇用率においてはゆるやかな増加傾向にあるものの、法定雇用率^{*}達成企業の割合は、総体的に横ばい傾向にあり、安定した就労機会の確保が強く求められています。
- 地域社会全体で障がい者を支えていく体制を整えながら、地域で暮らせるための生活支援や、一人ひとりのニーズと適性に応じた自立支援を行うことで、自立や社会参加の実現を図っていくことが求められています。

施策の方向

- 個々の意欲や能力に応じた就労ができるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の拡大と安定雇用の促進に努めます。
- 「館林市障がい者総合支援センター」を地域生活の拠点に、障がい者の社会参加をさらに促進します。
- 発達障がい者を取り巻く環境や悩みを市民全体で受け止め、支えあえるよう、人材の育成や啓発を推進するとともに、支援体制の整備に努めます。
- 障がい者のさまざまな活動への参加機会を確保し、生活の質を高めるため、関係機関と連携し、障がい者施策の充実を図るとともに、文化活動やスポーツ活動に親しめる体制づくりと情報提供に努めます。
- 住みなれた地域で家族と安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスを充実するとともに、生活訓練や機能訓練などに関して適切な支援を行います。
- 障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。
- 障がい者が、地域で自立した生活がおくれるよう、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。

注1 「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしている。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記している。
 注2 本書では「障がい者」は「障がい児」を含んで表記している。
 ※ 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や国、地方公共団体は、それぞれの決められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者などを雇用しなければならないこととされている。

指標

指標	指標の内容	基準値	今後の目標
民間企業における障がい者の実雇用率	民間企業(50人以上規模の企業)に雇用されている、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合	1.80% (平成27年度)	
法定雇用率達成企業の割合	民間企業(50人以上規模の企業)に雇用される従業員のうち、一定割合(法定雇用率、民間企業の場合2.0%)以上の障がい者雇用を達成した企業の割合	52.3% (平成27年度)	
障がい者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	19.6% (平成25年度)	



施策目的08

互いに助けあい、 安心して生活できるまちになる

市民が一生を通じて安心して生活をおくれるよう社会保障制度の機能が十分に発揮され、突然の病気や事故、老齢などによる不安が解消される社会をめざします

現状と分析

- 国民年金制度は、保険料を納めることで、老後の生活や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、生活を支える重要な役割を担っています。高齢化の進行により公的年金に対する期待は高まる一方、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。
- 市民の年金受給権を確保するためには、国との連携を図りながら、適用、給付、相談体制の充実が必要です。
- 国民健康保険などの医療保険制度は、病気やけがのときに安心して医療を受けるために重要な役割を果たしていますが、高齢化や医療の高度化などにより医療費が年々増加しており、その事業運営は大変厳しい状況です。
- 健康づくりや疾病予防を重視し、医療が必要な人に安定して医療サービスが提供できるよう、保険料の収納率の向上などの健全な財政運営が求められています。
- 生活保護の動向は、世帯構造の変化や高齢社会の進行などにより、全国的に保護を受けている世帯が増加しており、本市においても同様の傾向があります。
- 生活困窮者への自立支援をはじめ、保護が必要な人に対し、生活の実態やニーズを的確に把握し、最低限度の生活を保障することにより、自立を促すことが引き続き大きな課題となっています。
- 母子家庭や父子家庭などの件数は横ばい傾向ですが、平均所得は、そうではない家庭の所得の平均より下回っています。そのことから安定した生活を確保するためには、経済的な自立への促進、就業支援や相談体制の充実が必要です。

施策の方向

- 年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、より多くの市民が年金を受給できるように努めます。
- 国民健康保険などの事業を健全に運営するため、被保険者資格の適用適正化や保険税の納付に対する理解の促進を図るなど、収納率の向上に努めるとともに、診療報酬明細書^{※1}の効率的な点検など、医療費の適正化を推進します。
- 国民健康保険などの被保険者の疾病予防、健康の維持や増進を図るため、特定健康診査などの保健事業を充実強化します。
- 中学校卒業までの子どもや心身障がい者、母子家庭や父子家庭などの健康を支えるため、医療費の助成を行います。
- 民生委員・児童委員など関係機関と連携を図り、生活困窮世帯及び保護が必要な世帯に対し生活支援を行うとともに、生活困窮者自立支援法及び生活保護法の適用について適正な運用に努めます。
- 生活困窮や生活保護に関する相談は複雑、多様化しているため、相談員や生活保護のケースワーカー^{※2}は民生委員・児童委員などと連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、個々の世帯の実情に即した助言や指導を実施し、就労支援の充実により、生活困窮世帯や保護を受けている世帯の自立を支援します。
- 母子家庭や父子家庭などに対する生活の安定と自立を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制や指導體制の強化に努めます。

※1 診療報酬明細書：患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合など)に請求する医療費の明細書のこと。

※2 ケースワーカー：精神的、身体的、社会的な生活上の問題をかかえる個人や家族に個別的に接し、問題を解決できるような援助活動に従事する社会福祉の専門家のこと。

